

# 杉並区職員措置請求書

2019年5月21日

杉並区監査委員御中

## 趣旨

2018年度政務活動費のうち、別紙記載のとおり計77万3750円の返還をさせるよう必要な措置を求める。

## 理由

本件各支出は、杉並区議会自由民主党が発行した「区政報告」の経費である。2018年度政務活動費収支報告書ならびに同出納帳によれば、同党派所属議員10名＝井口かづ子、井原太一、今井ひろし、大熊昌己、大和田伸、大泉やすまさ、小川宗次郎、はなし俊郎、吉田愛、脇坂達也＝は、2019年2月14日（井口議員）また同月15日付で、当該区政報告の作成等の経費として各7万7375円を「広聴広報費」として計上している。

上記支出の計上がなされた時期は、任期満了に伴う杉並区議会議員選挙の約2ヶ月前であり、同区政報告の作成・配布が、選挙活動を主として行われたことは、同種の支出の是非を争点とした別件訴訟の結果――

○東京地裁・平成28年（行ウ）第281号判決及び東京高裁・平成30年（行コ）第296号判決（確定）

○東京地裁・平成28年（行ウ）第322号判決

――などから明らかである。

当該印刷物の内容をみると、議員の肖像写真や所属党派、所属政党名が面積比で6割から7割と大半を占めており、選挙目的であることを雄弁に物語っている。

法令、条例、規則によれば、選挙目的に政務活動費は使えない。よって、各

支出のすべてが違法または不当な支出であり、各議員の不当利得にあたる。当該不当利得の返還請求をする義務を区長は負っている。

以上のとおりであるから、当該支出の返還請求を区長に勧告するなど杉並区監査委員に対して必要な措置を求める。

請求者

杉並区阿佐ヶ谷南 2-22-12 第二森屋荘 8

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を求める。

以上

別紙

	(議員名)	(支出年月日)	(支出金額)
1	井口かづ子	2019年2月14日	7万7375円
2	井原太一	2019年2月15日	7万7375円
3	今井ひろし	2019年2月15日	7万7375円
4	大熊昌己	2019年2月15日	7万7375円
5	大和田伸	2019年2月15日	7万7375円
6	大泉やすまさ	2019年2月15日	7万7375円
7	小川宗次郎	2019年2月15日	7万7375円
8	はなし俊郎	2019年2月15日	7万7375円
	(はなし氏は2019年4月の選挙で落選)		
9	吉田愛	2019年2月15日	7万7375円
10	脇坂達也	2019年2月15日	7万7375円

合計77万3750円

## 事実証明書

- 1 「杉並区議会自由民主党／すぎなみ自民／区議団通信  
区政報告／平成31年春 VOL.8」と題する印刷物の写し（原本はカラー刷り）
- 2 2018年度政務活動費収支報告書及び出納帳の抜粋（井口かづ子）